

兵庫地方最低賃金審議会

第4回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年9月29日（月） 15時00分～17時53分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益委員	千田委員
労働者委員	片山委員、小西委員
使用者委員	鈴木委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官 村田労働基準監督官
(1) 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○村田労働基準監督官 ただ今から、第4回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、三上委員、清田委員、遠藤委員、金子委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。 それでは、この後の議事進行につきましては、部会長よろしく願いいたします。 ○千田部会長 それでは、議題に入りたいと思います。 本日もどうぞよろしくお願いいたします。 議題（1）の「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、前回に引き続き金額についての審議となります。 前回の労使それぞれの主張としましては、労働者側としては、最終的には68円引き上げの時間額1,194円を御提示されました。当初の金額提示の際にその理由として、	

今年の春闘において引続き大幅な賃上げが実現しており、人への投資の必要性和昨今の物価上昇への対応に経営者側が理解を示したものと受け止めている。加えて兵庫県の今年度の基礎調査結果においても前年比を概ね上回る状況である。今年度の基礎調査結果の特性値の輸送用機械器具製造業の平均値を示す中位数の前年対比プラス6.3%の実態を踏まえ、プラス71円、時間額1,197円を当初提示されました。

その後、公益を介した2者間協議の結果、当日最終的には、今年の地賃の引上げ率にあわせて、プラス68円、時間額1,194円の再提示がありました。

一方、使用者側は最終的には30円引上げの1,156円の提示でした。

地賃が大幅に引上げられる中、地賃を大幅に上回る当産業の特賃は産業のすそ野を狭め、活力を失いかねない。また、成熟産業である当産業を特賃として引上げることには社会的な理由はもはや無く、引上げは最小限にとどめるべきであるので、当初プラス1円、時間額1,127円を提示されました。

その後、公益を介した2者間協議の結果、当日最終的には、物価上昇を鑑みて今年の消費者物価指数2.7%を許容し、プラス30円、時間額1,156円の再提示がありました。

以上のように、先日は審議の結果、労使双方にそれぞれ歩み寄っていただきましたが、依然として労使双方の提示金額に乖離があるということでした。

その後、公労会議、公使会議を行いました。結論は出ず、次回持ち越しとなり、本日を迎えています。

以上の内容でよろしいでしょうか。

○労使委員

はい。

○千田部会長

それでは、引き続き金額審議を進めていくことといたしますが、最初に労使それぞれの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

それでは、打ち合わせの時間を設けたいと思いますので、労使それぞれ別室で、10分程度でお願いします。

(労使それぞれ別室で打合せ)

○千田部会長

それでは、審議を再開いたします。

現時点での労使双方の提示金額には大きな開きがありますので、これから更に詰めていきたいと思います。

では、まず公益側と使用者側とでお話をさせていただき、その後、労働者側とお話させていただきます。

(別室にて公使会議、その後公労会議、労使会議等)

○千田部会長

それでは審議を再開します。

何度か、公使、公労でお話をさせていただき、その後、労使でお話をいただきました。

その結果を踏まえまして、今日はまだ金額提示はなされておられませんので、労使双方から金額提示をまずお願いしたいと思います。

では、申し出のあった労側からお願いします。

○小西委員

前は 68 円で提示させていただきましたが、改めて検討しました。最低賃金近傍で働く方は有期、短時間、契約等の労働者もおられるものと考えます。そういった事を踏まえて、連合の春闘回答集計結果では有期、短時間、契約等の労働者では時給引上げ率 5.81%となっております。それに基づき現行 1,126 円掛ける 5.81%、約 65 円で 1,191 円を改めて提示させていただきます。よろしくお願いいたします。

○千田部会長

ありがとうございます。

それでは、使側お願いします。

○鈴木委員

使側は前回 30 円を主張させていただきました。

考え方については前回と同じで、物価上昇への対応分というところで 3%という考え方は変わりません。第 1・二十分位数でも 30 円上げることによってそこを満たされるということを踏まえても、これ以上というところはありませんが、労使との話を踏まえて 30 円の引上げの影響率を鑑みて、未満労働者 263 人で変わらないというところの額の 36 円まで歩み寄るところが最大値かと考えております。

以上です。

○千田部会長

ありがとうございます。

労使双方から金額を提示いただきまして、確認ですが、労側の主張はプラス 65 円の 1,191 円、使側はプラス 36 円の 1,162 円というお答えをいただきましたが、現状金額には相当の差があります。

ただ、これ以上議論を重ねても金額の折り合いがつきそうにないというお話を労使双方から聞きまして、労使双方からの御提案ということで公益に委ねる、つまり、最終的な金額を公益に委ねるということで依頼を受けました。

したがって、これより少しお時間をいただいて公益案を提示させていただいて、それについて御審議、了承をいただくという形にしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、少し時間をいただいて公益案を考えさせていただきます。

(部会長別室にて公益案の作成)

○千田部会長

審議を再開します。

これまでの審議を踏まえた公益案を提示させていただきます。

公益案としては、まず結論から申し上げますと、プラス 62 円の引上げで時間額 1,188 円を提示させていただきたいと思います。

今からその理由について説明をいたします。

これまでの公労、公使、或いは労使会議の議論のプロセスの中で、労側としてはプラス 65 円、使側としては 36 円というところまで歩み寄っていただきましたが、29 円の差がある中で、この間のどの額を採用するかを考える上で、一つは労側の主張される物価高騰が続いていて、最賃近傍で働く人達の生活が非常に厳しいという状況の中で、彼ら彼女らの生活水準を維持向上させていくだけではなく、特賃ですので産業の魅力を高め、人材確保に繋げていくために引き続き地賃の上げ幅同様の、或いはそれを上回る特賃の改定額が必要であるということは、よく理解出来るその一方で、米国関税等を含む経済状況の先行き不透明感を含めて、使用者としては経営上のリスクを考えていかないといけないという状況の中で、どのような根拠のあるデータを基に特賃の引上げ額を決めていけばいいかを考える上で、輸送用機械器具製造業の賃金の動向を図るうえで最も有効ではないかと考えられるのは、最新の連合兵庫が出している春闘の製造業の結果を指標に出しました。中小企業の経営状況をきっちり把握、補足するという観点で連合兵庫が出している製造業の春闘の結果の中で 300 人未満の企業の賃上げ結果の数字を見ると 5.24%という数字が出ております。これを金額に当ては

めてみると 59 円になります。連合兵庫の賃上げの流れを未組織労働者に広げていく必要があるということに鑑みて、まずベースとしての 5.24%賃上げの 59 円というのが一つ根拠のある数字で出せると思います。それに加えてこの 5.24%、59 円の影響率を見てみますと、プラス 62 円のところまでは影響率は変わらないということを踏まえますと、なぜ 59 円でなく 62 円なのかという話ですが、これは社会全体として賃上げの流れというものを反映して引上げ率を考えた時に、中小企業の経営に影響が出すぎない形のところで考えて設定すべきだと、もう一つは兵庫県ということを踏まえると、兵庫県の政労使の中での、いわゆるオール兵庫での賃上げの宣言というものも踏まえて県最賃に加えて特賃もしっかり底上げをして行って、兵庫県全体の産業の優位性であるとか競争力を保持しながら経営に無理のない形で賃金を上げていくことが必要であろうかと公益としては考えます。そういう意味で言いますと、労側の最終案の 65 円と使側の 36 円との間の中で、労側の主張、使側の主張にそれぞれ一定程度配意した形で金額設定としては 62 円というものが妥当ではないかと考えて公益案を提示させていただきます。

以上です。

本提案について何か御質問、御確認等ございますでしょうか。

○労使委員

(特になし)

○千田部会長

特に御質問等が無ければ、この公益見解について確認をしたいと思います。

兵庫県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正については、引上げ額 62 円、時間額 1,188 円、効力発生日、令和 7 年 12 月 1 日

以上としたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

ありがとうございます。

本専門部会におきまして出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、その最低賃金を時間額 1,188 円、引上げ額 62 円、効力発生日、令和 7 年 12 月 1 日と決議されたことを確認しました。

また、7 月 15 日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用することを議決しています。

それでは事務局において、この内容で報告文（案）、答申文（案）を作成してください。

○安積賃金室長

それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、報告書案、答申文案を作成、報告文案を各委員に配布)

○千田部会長

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○村田労働基準監督官

はい、報告文案を読み上げます。

令和7年9月29日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県輸送用機械器具製造業

最低賃金専門部会

部会長 千田直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員氏名の読み上げは省略します。

別紙

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄道車両・同部分品製造業

(2) 船舶製造・修理業、船用機関製造業

- (3) 航空機・同附属品製造業
- (4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
- (5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)
- (6) (1) から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 塗装におけるマスキングの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,188円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日

以上です。

○千田部会長

ただ今、読み上げていただいた報告文(案)の内容でよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

それでは、報告文(案)から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。

事務局は、答申の準備をお願いします。

(事務局、答申文(案)を各委員に配布)

○千田部会長

それでは事務局で、答申文(案)を読み上げてください。

○村田労働基準監督

はい、答申文案を読み上げます。

令和7年9月29日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別 紙

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下につきましては、報告文別紙と同様ですので省略させていただきます。

○千田部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文(案)の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○千田部会長

それでは、答申文(案)から（案）を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

（千田部会長から岡本労働基準部長に答申文を手交）

○岡本労働基準部長

ありがとうございました。

○千田部会長

続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から、何か説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○千田部会長

本日の審議は以上となります。最後に、一言お伝えさせていただきたいと思います。

7月18日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県輸送用機械器具製造業にかかる必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。

委員皆様の御努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

○千田部会長

それでは、これで、今年の兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会は終了いたします。

お疲れ様でした。

○各委員

ありがとうございました。

千田 直毅

小西 啓介

松岡 直哉